



徳島労働局発表
令和5年6月21日

【照会先】

徳島労働局 雇用環境・均等室
室長 佐藤 かおる
雇用環境改善・均等推進指導官 森 恵子
(電話) 088-652-2718

社会保険労務士が無料で事業主のお悩みを解決します

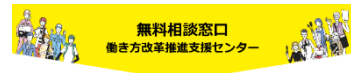
「徳島働き方改革推進支援センター」をご利用ください！

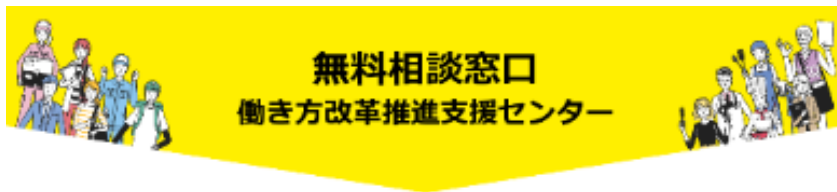
徳島労働局（局長 竹中 郁子）は、中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題をワンストップで支援するため、今年度も徳島県社会保険労務士会に委託して「徳島働き方改革推進支援センター」を開設しています。

「徳島働き方改革推進支援センター」では、社会保険労務士が、無料で事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則の作成方法、賃金規程の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを行うほか、ご要望に応じて出張相談やセミナーも行いますので、お気軽にご利用ください。

徳島働き方改革推進支援センター

- 所在地：〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階
徳島県社会保険労務士会内
- 電話：フリーダイヤル **0120-967-951**
- メールアドレス：soudancenter@tokushima-sr.jp
- ホームページ：<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/tokushima.html>
(働き方改革特設サイト内)
- 受付時間：平日9:00~17:00(土日祝日、年末年始除く)
- 事業受託者：徳島県社会保険労務士会
- 事業内容：【個別相談支援】
 - 電話・メール、来所による相談
 - 企業への個別訪問によるコンサルティング
 - 商工団体、市町村等の相談窓口へ専門家を派遣【セミナーの開催】
 - 働き方改革関連法、最低賃金制度、労務管理の手法、労働関係助成金の活用方法などに関する事業主向けセミナーの開催





「徳島働き方改革推進支援センター」では、 このようなご相談に対応しています

労働時間・休日に関するご相談

- 36協定の締結方法について知りたい
- 年次有給休暇5日の付与方法について知りたい
- 割増賃金の計算方法を教えてほしい
- 1か月単位の変形労働時間制の導入方法について教えてほしい
- 労働時間を管理する際に注意すべきことについて知りたい

同一労働・同一賃金に関するご相談

- 同一労働・同一賃金の観点から各種手当の支給方法について知りたい
- パートタイム労働者に対する賞与や通勤手当の支給について
- 定年後再雇用した社員の同一労働同一賃金の考え方について知りたい

労務管理全般に関するご相談

- 就業規則の改正について相談したい
- 最低賃金はいつから引き上げる必要があるか
- 労働条件通知書の書き方について知りたい
- 労働保険や社会保険の手続きについて知りたい
- ハラスメントが起きた場合の対応方法について知りたい
- 初めて男性社員から育児休業の申出があったがどう対応したらよいか

助成金に関するご相談

- 業務改善助成金を活用したいので詳しい内容について教えてほしい
- 昇給を考えており、活用できる助成金がないか知りたい
- 男性社員に育児休業を取得させたらもらえる助成金について知りたい

相談
支援 **無料**

のご案内です

中小企業事業主の皆様へ

働き方改革は 社会保険労務士に相談

専門家派遣

支援センターは希望日に直接、会社を訪問し相談させていただきます**社労士を紹介**し派遣します

相談窓口

支援センターでは**社労士の相談員が常駐**し電話・来所・メールによる相談に対応しています

セミナー開催

年30回以上のセミナー開催を支援センターで予定しています

講師派遣

セミナーや研修会に講師を派遣します
オンライン研修にも対応します

徳島働き方改革推進支援センターの 社労士へお気軽に相談下さい

- 月60時間超の割増賃金率の引上げ
- 改正育児・介護休業法
- パワーハラスメント防止措置
- 同一労働同一賃金
- 時間外労働の上限規制
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得



徳島働き方改革推進支援センター



〒770-0865

徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館 2階
徳島県社会保険労務士会内

電話:0120-967-951

FAX:088-654-7780

E-mail : soudancenter@tokushima-sr.jp



開設日時 平日 9時～17時まで(12/29～1/3を除く)

FAX

088-654-7780

徳島働き方改革推進支援センター行

専門家派遣による無料相談申込書

令和 年 月 日

会社名		業種													
所在地															
電話番号		担当者名													
FAX		従業員数													
メールアドレス															
希望日	① 月 日 時頃	② 月 日 時頃													
相談内容	<table border="0"><tr><td><input type="checkbox"/> 月60時間超の割増賃金率の引上げ</td><td><input type="checkbox"/> 労働関係の助成金の活用方法</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制への対応</td><td><input type="checkbox"/> ハラスメント対策</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得促進</td><td><input type="checkbox"/> 労働時間の削減</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金に関すること</td><td><input type="checkbox"/> その他</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 36協定届</td><td rowspan="3">〔</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直し</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 改正育児・介護休業法</td></tr></table>			<input type="checkbox"/> 月60時間超の割増賃金率の引上げ	<input type="checkbox"/> 労働関係の助成金の活用方法	<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制への対応	<input type="checkbox"/> ハラスメント対策	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得促進	<input type="checkbox"/> 労働時間の削減	<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金に関すること	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 36協定届	〔	<input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直し	<input type="checkbox"/> 改正育児・介護休業法
<input type="checkbox"/> 月60時間超の割増賃金率の引上げ	<input type="checkbox"/> 労働関係の助成金の活用方法														
<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制への対応	<input type="checkbox"/> ハラスメント対策														
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得促進	<input type="checkbox"/> 労働時間の削減														
<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金に関すること	<input type="checkbox"/> その他														
<input type="checkbox"/> 36協定届	〔														
<input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直し															
<input type="checkbox"/> 改正育児・介護休業法															
備考															

お問い合わせ先

徳島働き方改革推進支援センター 電話:0120-967-951

徳島市南末広町5番8-8号徳島経済産業会館2階 徳島県社会保険労務士会内

E-mail : soudancenter@tokushima-sr.jp

ホームページ <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokushima/>



令和5年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業は、徳島県社会保険労務士会が徳島労働局からの委託を受けて実施しています



徳島県社会保険労務士会
Tokushima Labor and Social Security Attorney's Associations